

# 平塚市建築工事単価積算基準

令和8年4月

平塚市

## 平塚市建築工事単価積算基準

### 1 基本事項

本基準は、平塚市の発注する建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。

この単価積算基準は次に定めるもののほか、神奈川県県土整備局 建築工事積算要綱（令和元年7月版）（以下「県積算要綱」という。）及び建築工事積算要領（令和8年4月版）（以下「県積算要領」という。）を準用する。

### 2 単価及び価格の算定

(1) 公共建築工事及び公共住宅建築工事についての単価及び価格の算定については、以下のとおりとする。

ア 公共建築工事の単価及び価格は「県積算要綱」及び「県積算要領」のほか、以下の資料を参考に定めることができる。

参考資料

- |   |
|---|
| a 建築コスト情報と建築施工単価の掲載価格(市場単価を除く)の平均値        |
| b 公共住宅建築工事積算基準(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修)の歩掛り     |
| ※bについては、公共建築工事標準単価積算基準に定める歩掛りが存在しない場合に限る。 |

イ 公共住宅建築工事の単価及び価格は「県積算要綱」及び「県積算要領」のほか、以下の資料を参考に定めることができる。

参考資料

- |   |
|---|
| a 建築コスト情報と建築施工単価の掲載価格(市場単価を除く)の平均値        |
| b 公共建築工事標準単価積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)の歩掛り    |
| c 建設工事標準歩掛(建設物価調査会発行)                     |
| d 工事歩掛要覧(経済調査会発行)                         |
| ※b～dについては、公共住宅建築工事積算基準に定める歩掛りが存在しない場合に限る。 |

(2) 製造業者、専門工事業者等の見積り、カタログ価格又は定価表等(以下「見積り等」という。)を参考にする場合は以下のとおりとする。

ア 見積り等単価及び見積り等単価による歩掛りを構成する複合単価を内訳書に計上する場合の端数処理については、「県積算要領第4編2(1)」の表「複合単価、機器単価、代価表」に準ずる。

### 3 改修工事における単価

改修工事の積算に用いる単価の種類、複合単価の割り増し、市場単価及び補正市場単価の補正率は公共建築工事積算基準等資料(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)(本基準適用日における最新版)による。

### 4 その他

(1) 国庫及び県費補助事業において、補助事業ごとに単価、歩掛り等の規定がある場合は、本基準を適用しない。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年12月13日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年2月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和4年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和5年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から適用する。